

受付審査		区分
係長	受付	□認定道路 □法定外

受付番号	
交付番号	第 号
整理番号	年度 第 号
	年 月 日

道路区域明示申請書

土地境界確定協議申出書

年 月 日

大阪市長様

申請人 住所
(土地所有者)
氏名

連絡先 事務所等

担当者 電話

FAX

次の土地について、必要書類を添えて申請します。

申請地 : 市 区 丁目

目的 : 土地売買 登記 測量 建築 その他()

※申請人は、太線枠内のみ記入してください。

※裏面の注意事項もお読みください。

- 添付書類 : 付近見取図
 不動産登記法第14条地図又はこれに準ずる地図(公図)
 (申請地及び隣接地・対側地が確認できる範囲)
 土地の登記事項証明書又は登記簿謄本(原本・発行後3か月以内のもの)
 土地所有権調査書(申請地及び隣接地・対側地)又は要約書
 地積測量図(申請地及び隣接地・対側地)
 現況実測平面図(土地境界確定協議申し出の場合)
 その他、大阪市長が必要と認める書類(住民票、相続関係書類等)

※添付書類不足の場合は受付できませんのでご注意ください。

受領欄	受領日	年 月 日	領収番号	
	氏名		領収金額	¥
			領収日	年 月 日

※ 申請にあたっての注意事項

【共通事項】

- 申請地所有者が法人の場合は、代表者事項証明書（原本・発行後3か月以内のもの）が必要です。
- 申請地の登記事項証明書内容、申請書、申請同意書に記載された申請地所有者の住所が異なる場合は、住民票等住所の沿革が確認できる書類が必要です。
- 地図（公図）が現地と相違している場合には、地図訂正を行うことを記載した申請人の念書及び土地所在図などの提出により申請できますが、道路区域明示書の交付・土地境界確定協議の締結には地図訂正の完了が前提となります。

【道路区域明示に関すること】

- 申請人が申請地所有者以外の場合は、申請地所有者全員が記名した「申請同意書」が必要です。
- 道路区域明示書の交付にあたり、申請地所有者「道路区域承諾書」の提出が必要です。
また、関係地（隣接地・対側地）の「道路区域承諾書」の提出を求める場合があります。
- 手数料（1筆につき1,800円）は、明示申請時に納付してください。

【土地境界確定協議に関すること】

- 申請人は土地所有者とします。
- 土地境界確定協議の締結時に、「土地境界確定協議図」及び土地所有者の「土地境界確認書」、「印鑑（登録）証明書」（原本・発行後3か月以内のもの）の提出が必要です。
また、関係地（隣接地・対側地）の「土地境界確認書」の提出を求める場合があります。

連絡事項（受付・審査欄）

資格証明書（有・無）

記録事項

初期登録		現地調査	年	月	日
データ追加1		現地・図上	年	月	日
データ追加2		図面作成	年	月	日

調査資料

決 裁	課長	課長代理	担当係長	監理主任	業務主任	起案者

公印審査		
取扱責任者	文書主任	通 箇所